

令和3年4月8日

経済再生担当
全世代型社会保障改革担当
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
西村 康稔 殿

東京都知事
小池 百合子

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく
まん延防止等重点措置に関する要請について

都内では現在、新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数の増加傾向が続いており、昨日の新規陽性者数も555人と500人を超える状態となっている。

また、変異株の拡大によっては、より急速に感染が拡大する恐れがあり、早急な対策が必要となっている。

さらに、医療現場には、長期にわたり多大な負担がかかり続けており、このままの感染拡大が続けば、新型コロナウイルス感染症への対応のみならず、通常医療にも大きな影響を及ぼす恐れがある。

都はこれまでも、都内の実情に応じた様々な感染拡大防止対策を実施してきたところであるが、変異株の脅威も含めた現下の状況に鑑み、都と国などがより一層連携した大都市圏間の往来自粛の呼びかけや、実効性ある人流抑制施策の実施、飲食店へのガイドライン遵守の徹底など、更なる感染拡大防止策を直ちに強化することが必須である。

そこで、まん延防止等重点措置の手続きに速やかに入っていただくよう、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第6項に基づき要請する。

なお、感染状況によっては、都に対する緊急事態宣言の発出についても検討していただくことも要望する。

併せて、まん延防止等重点措置以外の地域に対する財政支援や、事業規模に応じた協力金の支給については、中小企業の申請に係る負担を十分留意して、企業現場の実態に応じて対応するよう要望する。